平成３１年３月定例教育委員会会議録

１．開会及び閉会に関する事項

（１）日　時　平成３１年３月２６日（火曜日）

開　会　１５時２６分

閉　会　１７時２０分

（２）場　所　直方市中央公民館　第一会議室

２．出席者及び欠席委員の氏名

（１）出席者

教育長　豊嶌　慎司

委　員　山内　健、　委　員　澁谷昌樹

委　員　中村敬子、　委　員　中野昭子

３．会議に出席した者の氏名

（１）事務局

教　育　部　長　秋吉恭子

教育総務係長　舩越健児、学校教育課長　川原国章

学校教育課管理主事　石松敏幸、学校教育係長　徳田清隆

こども育成課長　熊井康之、家庭支援係長　塩田礼子

母子保健係長　香月真美、こども発達支援担当　松﨑祐一

文化・スポーツ推進課長　山部福美、社会教育係長　壇　泰寛

（２）書　記

教育総務課長　安部静子

４．会議次第

○教育長（豊嶌慎司）

皆さん、こんにちは。少し早いですが全員おそろいですので、ただいまより３月定例教育委員会を始めさせていただきます。

本日は議案の資料が多いのですが、その都度確認をしていきますので、もしない場合はそのときにお声かけください。

それでは私の教育長報告から始めます。

２月ですが、１３日北九州地区社会教育委員ブロック研修会。

１４日、第４回学力向上検証委員会。引き続き、北小学校学童クラブ落成式に参加しました。

１６日、筑豊炭田遺跡群リレー講座。

１９日、中学校教科等研究会、植木中学校でありました。

２０日、福岡教育大学教職員大学院研究報告会、本年度１名、長期研修に行っております報告会に参加しました。その後、初任者研修の閉講式に参加しました。

２２日、直方市の初任者研修閉講式。引き続き校務運営研究会に参加しました。

２３日は商工会の永冨会頭の叙勲祝賀会に参加しました。

２６日、教育論文表彰式です。あわせて３月の議会関係につきましては、２２日に開会がありまして、一般質問が２５日から２８日までありました。

３月に移りまして、３月１日、３月定例校長会。

８日、中学校の卒業式。

９日、中央公民館の学習成果発表会。

１４日、１５日は小学校の卒業式です。

１９日、教育研究所研究員終了式がありました。

２５日、教育長会議、そして臨時校長会議がありました。

２６日、本日が３月定例教育委員会です。

それから裏にまいりまして、予定ですが２９日臨時校長会、そして退職教職員辞令交付式、転入・新任管理職辞令交付式があります。

３１日、子どもの才能の芽を育む事業成果発表会に参加します。

３月ですが、議会関係につきましては、４日に３０年度の本会議、そして６日が新年度の質疑、７日から常任委員会がありまして、１３日に採決ということで閉会しております。

４月の予定ですが、１日、職員辞令交付式、臨時校長会議。

２日、４月定例校長会議、これに加筆ですが、県教育センター長期派遣教

育の入所式が入りました。

県教育センター長期派遣教員として本市より１名、本年度長期研修に行きますので、これに参加します。

９日、４月の定例教育委員会があります。

予定は以上です。何か御質問、御意見ありましたらお願いします。

○山内委員

卒業式の案内状発送について、各学校にどういう指導をされているのですか。

○学校教育課管理主事（石松敏幸）

参加される教育委員さんのところに駐車券を含めて御案内するように伝えております。

○山内委員

私が行かなくてはいけない学校からは案内状は来なかったが、行かなくてもいい学校から案内状が来ました。

来たところに行くのだろうと思っていたら、どうも違うところになっていました。

来てないところは、教頭先生がどうも失念して間違っていたみたいです。

行かないとわかっているのに、学校の予算を使ってわざわざ切手を張って出すことに意味があるのか、行けないとわかっているだろうに出すということに意味があるのか疑問に思ったのでお尋ねしました。

○学校教育課長（川原国章）

来年度は徹底してやります。

○山内委員

もう一つだけ、これはどう判断するかは事務局のお任せしたいのですが、式進行で一番最初、一同起立、礼、着席、開式の言葉、そして国歌斉唱、一同起立、こうなるんですけれども、ところが一同起立、そのまま、立ったままで、開式の言葉、国歌斉唱、国歌斉唱が終わって、一同着席となったのです。

これは今まで直方市がやってきた流儀と違うのでいろいろ賛否両論あるだろうと思うけど、そろえたほうがよいと思います。

○学校教育課長（川原国章）
　これは県立高校がやっていのを取り入れたもので、無駄をなくそうということです。

○山内委員
　確かに保護者から見たら、立ったり座ったりするのは大変なことはわかりますが、式はこんなものだよと子供たちに教える場でもあるので、どうなのかなと疑問を持ったので尋ねました。
　判断はお任せします。

○学校教育課長（川原国章）
　学校側の意見等を聞いて検討し、統一したいと思います。

○教育長（豊嶌慎司）
そのほかよろしいですか。それでは続きまして、議案に移ります。
議案第３８号、直方市学校保健会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）
　直方市学校保健会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。
　今回の改正は、補助金対象経費のうち消耗品費について廃止にするものであります。理由といたしましては、学校の消耗品は教育総務課のほうで管理しておりまして、補助金で支出される消耗品については教育活動に使用する学校用の消耗品と同様の物も多く、予算をきちんと管理し、施行する上では交付を教育総務のほうで一括管理するのが適当であるということから廃止させていただきました。
　附則で３１年３月３１日で補助金要綱が失効予定でしたので、再度３年延長し、平成３４年３月３１日まで延長するといった改正をしております。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
　この件につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○山内委員
　今の説明で学校という表現を使われたけれども、これは学校保健会なので

学校の予算を使うということは適当ではないのではないかと思います。
　学校保健会に出した補助金を消耗品費で使うことはだめですよという縛りをつけたらという捉え方ですよね。
　学校の予算を使いなさいというのは、それは間違った運用だろうと思いますが。

○学校教育係長（徳田清隆）
　使う物によっては同じ物も多く含まれるため、この消耗品費を対象経費から外し、同額ではありませんけれども、教育総務課の学校消耗品費のほうに一部振りかえ、そこからの支出をさせていただくということです。

○山内委員
　ちょっとすっきりしません。

○中村委員
　大体どのぐらいの規模なのでしょうか。お幾らぐらいですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　補助金としては９万ぐらいだったと思います。

○中村委員
　９万ぐらいの中の消耗品ということですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　保健会についてはそこまではないですけれども。
　一部、平成２９年度実績でいいますと、大方２万ないぐらいの記憶です。

○中村委員
　４分の１ほどが消耗品で使われていると、それは学校で使う物と重複しているんですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　品目で言えば、ほぼ用紙だとか事務用品だとかいったところになってきますので、かぶっているものは多いと思います。

○中村委員

この保健会が使った分を学校から出した場合、教育には支障はない、学校で使う分には支障はないのでしょうか。学校側の予算はふえているということですか。

○学校教育係長（徳田清隆）

若干、振りかえた分で一部あります。

補助金で支出し、全部使い切るといった考えではなく、もっと節約して、かぶる物はできる限り節約しましょうといった意識は持ってもらえるんではないかと思います。

○中村委員

意識づけのためということですか。

○山内委員

私が言うのは、本来学校保健会の活動に対する補助金なのに、それに対して学校予算、いわゆる学校の教育活動を担うために配当された必要な予算を使うということは趣旨が違うのではないかということです。

それは多分、予算を削減するという考えがあるのだろうと思うけど、それにしても学校保健会という組織と学校というものをまぜて一緒にして予算を削るという考え方は、これは妥当ではないのではないかということを言っているのです。

それは学校の予算を使いなさいと、だから若干ふやしています。ということは、学校保健会の事務局がきた学校には配当をふやすという考えなのですか。それとも１５小中学校全部にふやすという考え方。

○学校教育係長（徳田清隆）

補助金の額は削減しております。その補助金の中で行う事業というのは、その金額で納めてもらうのが大前提ですけれども、その中でどうしても足らないといったことも想定されるところで、教育総務の学校消耗品で必要な部分はと考えています。

基本的には今の３年延長している補助金としては残っていますので、その中で消耗品で必要な分は使っていただこうという。

○山内委員

消耗品はつかないんでしょう。

○学校教育係長（徳田清隆）

確かに山内委員がおっしゃるように学校の活動の消耗品から使うのはどうかと言ったのも確かにございます。

○山内委員

気持ちは理解していますが、教育委員としては別物という捉え方をしないとだめで、学校はだんだん苦しくなってきますよね。学校保健会も苦しくなる。

でも、学校保健会で使う予算で本当に要る物、例えば講師の謝金とか、あるいは会の冊子、紙代です。これは結構占めていますよね。でもこれは消耗品費で、この予算は使えないでしょう。そうすると学校から持ってこないと。

それは事務局を担っている学校が要るだけであって、残りの１４学校は要らないんでしょうね。そうすると、それに見合うだけ事務局に配当予算をプラスしてくれるという約束をしていただけるならいいかなというぐらい妥協してきていますけど。

○中村委員

ほかあと４件、同じようなのですよね。

○学校教育係長（徳田清隆）

同じような感じです。補助金として今年度が３１年３月３１日でほとんどの要綱は３年で失効するようになっています。

中身として実際に実績報告等を見ますと、消耗品に使う割合、買っている物といったところは、そこまで必要ないのではないかといったところもございますし、山内委員のおっしゃるところには絡んでくるとは思いますけれども、学校の消耗品の中で賄えるという部分で抑えられるのではないかというふうには考えております。

○学校教育課長（川原国章）

山内委員の言われることよくわかります。学校現場で困る点が出てくるだろうなという部分で、今回統一したほかの要綱を見るとそうなんですけれども、補助金というのをさっき言われた講師の謝金とか、会場の使用料とかそういうのに限定して、もう消耗品は補助金から外そうという形になったのが今回の議案で出している分です。

そしてそこは学校側が消耗品で足りないようになったら総務課がそこのところを予算化してもらう形で、学校の教育活動が困るようなことに、学校保

健会、小中学校の教科等研究会が困るようなことにはならないという形で持っていきたいと思います。ただ、無駄遣いはしてはいけないよという部分で学校側に協力をあおぎながらやっていきたいというところです。

○山内委員

ということであれば事前に配当予算の説明会なりの場で、事前の話も含め、今の趣旨をしっかり学校に説明していただいたほうがよいですね。

事務局を担うだけでも、「ことし一年憂鬱やね」とかそんな気持ちになるのに、それでもなおかつ、学校の予算も使わないといけないとなったら追い打ちかけるみたいなものなので。その心配をしなくていいですよというところは、前もってぜひ説明をお願いします。

○学校教育課長（川原国章）

はい、わかりました。

○教育長（豊嶌慎司）

では、説明をしっかりとお願いします。そのほかよろしいでしょうか。

それでは、議案第３８号承認される方は挙手をお願いします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。

では続きまして、議案第３９号、直方市小中学校教科等研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）

続きまして、小中学校教科等研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてですけれども、先ほどの学校保健会と同様、消耗品を補助対象経費から省くという内容でございます。

同じように今年度３１年３月３１日で失効する補助金でありましたけれども、さらに３年延長し、平成３４年３月３１日まで延長させるという改正内容でございます。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）

御質問、御意見はございますでしょうか。

これも先ほど同様説明をしっかり説明するということでよろしいですかね。
それでは、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございました。
では続きまして、議案第４０号、直方市特別支援教育後援会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）
議案第４０号、直方市特別支援教育後援会補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、これも議案第３８号、３９号と同様、補助対象経費から消耗品費を除きますという内容のものでございます。
同じように補助金の対象期間を平成３４年３月３１日まで３年間延長するという改正内容でございます。
これも先ほど同様、事前の予算説明会のときには十分御説明を学校のほうにはしたいと思います。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
御質問、御意見はよろしいでしょうか。
では、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。
では続きまして、議案第４１号、直方市教育研究指定校等研究費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）
議案第４１号、直方市教育研究指定校等研究費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてですけれども、これにつきましては、第２条に第１号から第４号までございましたところ、第１号と第２号の市教育指定委嘱学校研究事業及び第２号、教育交流研究事業、この２号について削除いたします。
理由といたしましては、研究指定、教育交流につきましては、小中一貫教育の研究指定をしておりますけれども、今後、プログラミング教育、キャリ

ア教育、英語教育といったさまざまな研究指定が考えられることから、補助金で研究委嘱する前にまず教育委員会として計画を立て、教育委員会事業としてやっていくために補助金としては廃止をし、教育委員会予算として新たに予算化するためです。

あとは先ほどの三つの議案と同じように、補助金の対象経費につきまして、消耗品費及び食糧費について、それと備品購入費について廃止をさせていただき、補助金の期限を３年延長し平成３４年３月３１日までに延長するという改正をしております。よろしくお願いします。

○教育長（豊嶌慎司）

この件につきまして、御質問、御意見はよろしいでしょうか。

○山内委員

ちょっと今の説明よくわからなかったのですが、補助事業については、市の教育指定委嘱学校研究事業、それから教育交流研究事業、この二つについては廃止するということは、補助の対象となる事業が存在しないということではないでしょうか。

○学校教育係長（徳田清隆）

要綱は教育研究指定校等研究費補助金の名称になっているのですが、第３号と第４号というのが残りまして、人権教育研究協議会事業もこの要綱の補助の対象事業ということになっていまして、その分については引き続き補助を継続するということで要綱の名称としては１号に載っています研究指定校のところが出ていますけれども、補助の対象としては人権教育研究協議会というのが対象としては残っております。

○山内委員

一番最後のページについている交付要綱の新旧対照表の旧のところの第２条とは違うけど、これは。

○学校教育係長（徳田清隆）

前文に１号、２号で残っている分が旧要綱の３号、４号になっていた部分です。

○山内委員

省略と書いてあるところ。

○学校教育係長（徳田清隆）
　省略となっているところの旧要綱の３号、４号。１、２号を削って３号、４号が繰り上がって、１号、２号で残っているのが前文のところでございます。

○山内委員
　これは対象ですよということですね。ということは、市の研究指定は補助金がもう出なくなるということですか。小中交流研究会も補助金が出なくなるということですか。

○学校教育課長（川原国章）
　補助金は出なくて、別の予算が出るということです。

○中村委員
　そうしたら予算はつくということですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　別で市の予算としてです。

○中村委員
　事業としてですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　事業としてはあります。

○山内委員
　じゃあ学校には予算がいくということですね。わかりました。

○教育長（豊嶌慎司）
　そのほかよろしいでしょうか。
　それでは、議案第４１号、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
　ありがとうございます。

では、議案第４２号、直方市中学校県大会以上の出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）
直方市中学校県大会以上の出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてですけれども、この要綱も他の要綱と同様、今年度末で期限が切れるので、引き続き３年間延長して補助していくということで期間の延長をしております。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
御質問、御意見あれば。よろしいですか。
それでは、議案第４２号、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。
では、議案第４３号、直方市立学校災害補償規程の一部を改正する規程について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）
直方市立学校災害補償規程の一部を改正する規程についてですけれども、今回の規定を改正する理由といたしましては、この規程が昭和５９年から全く改正しておらず、今の規程でいきますと日本学校安全会の規定に準拠といったところで、補償もその規定を準拠するというような内容になっていますが、今現在、全国市長会で加入しています内容が独立行政法人日本スポーツ振興センターへの補償内容を準拠しているため、今この規定に準じて何か賠償するといった場合には、この規定では今加入している制度と合致しないため、今回、今加入している補償内容と合わせるため規程を改正いたしました。
それに伴って、細かい文言の修正等も含めて見直して改正をさせていただいております。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
議案第４３号、御質問、御意見あればお願いいたします。よろしいですか。
では、議案第４３号、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。

では、議案第４４号、直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）

直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回は、規則の第１０条に就学援助の認定の取り消しができる項目の中に第３号といたしまして、直方市暴力団等追放推進条例第２条に規定する暴力団等である児童生徒の保護者に対しては、就学援助は支給しないといった文言を条文に明文化いたしました。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）

この件につきまして、御質問、御意見。

○中野委員

いいですか。どこでそれを判断されるのですか。家族、血縁じゃないというのは、離婚成立をもとにして判断されるのですか。

○学校教育係長（徳田清隆）

今までは暴力団員かどうかといった判断は本人さんが暴力団員だけどという申出がないとわからなかったんですけれども、今回この規則の改正に合わせまして、就学援助申請書の様式も改正させていただきまして、一応通常住民基本台帳の閲覧とか税関係の閲覧の同意と同じように暴力団員ではないということの同意書となっています。

○中野委員

要するに、婚姻関係は続いているけれども一緒の生活はもう破綻しているという例が、御主人がもし暴力団だったらそういう例が結構あると思います。

要するに、刑務所に入っているといった場合でも、婚姻関係はお互いの了承がない限り、はっきり離婚ができないじゃないですか。

１０年間とか規定があるのはあるけどそれに至らず、しかも子供さんがいて女性が生活費に困っていると、そういう事態でも一律この資格がないというふうに判断されるかどうかを聞きたいと思ってお尋ねしました。

子供に罪はないし、奥さんにも罪はないと思うのですが、御主人がそういう関係者だということをわからないというときも多々あります。

知らない間にそういう関係ができていて、暴力団員の御主人だった人が犯罪を起こして留置されたけど、結局離婚はそのまま成立していないじゃないですか。

でもこれに書きようがないというか、そういう場合でも援助しないと判断するのかどうかというのが微妙なところだと思います。

○中村委員

特例は認めるのですか。

○学校教育係長（徳田清隆）

一応、この申請に係る申請者についての署名になりますので、その申請される方、保護者本人が暴力団員関係者といったことではないということで証言していただければ申請できます。

○中野委員

じゃあ奥さんは暴力団じゃないので、まだ離婚には至っていないけど、御主人が暴力団として周知の事実であっても申請はできるということですね。

○学校教育係長（徳田清隆）

私ども受け付けするときに、その方の旦那さんが暴力団員かどうかというのは基本わかりませんので、ここに記載して間違いないですよといった署名であれば。

○中野委員

うそは書かないと思うのですが、世帯主として旦那さんの名前を書かないといけないけど、でもそういう大黒柱としての義務を果たしていないとなったら、やっぱり援助を受けるしか手だてがないと思うんですよ。

子供さんを学校に入れるための援助金でもあると思うから、そこら辺の判断を少しやわらかく、要するに対話でちゃんと判断していただければ安心かなと思います。

○教育部長（秋吉恭子）

世帯の状況、世帯にどういう人たちがいるのか、保護者が誰ということは見なきゃいけないと思うんですね。

実態として、例えば住民票だけ置いているけれども、例えば収監されているとかそういう状況というのは今回までわからなかったのですが、今回たまたま保護者の方そのものが暴力団員の方で、暴力団員は収入状況がわからない、わからないというか表に出ない収入もあるんじゃないかということで、こういう厳しい対応になっています。

世帯に入っていれば、そこを外すことができるのかどうかというかなり微妙な問題になろうかと思います。

○中村委員

でも子供の人権を守るのに、どうしても生活費が必要であれば何らかの措置は必要だと思うんですね。

○教育部長（秋吉恭子）

そこがかなり厳しく、例えば暴力団の方でも収入がないとおっしゃる方もおられるんですよ。

でも、切迫した状況まで追い詰められて初めて就学援助、生活保護もそうなんでしょうけれども、そこはかなり厳しいハードルがあると思います。

結局、暴力団関係にお金を流してはいけないというところがあって、そこはかなりの調査がいるのかなと。

○中野委員

調査はいると思いますし、申告自体にうそがあるのか見きわめるのはとても重要なことだと思うんですけれども、それが遅れたりとか、結局もらえないと判断されたときに、お子さんたちが余計につらい思いをするというのもちょっとかわいそうかなと思うからですね。

大体そういう旦那さんは家族のことを省みないでしょう。省みているのだったら暴力団から絶対手を引くと思うから。

じゃあ別れたらいいじゃんと思うかもしれないけど、なかなかそこら辺が難しいところがあって、脅迫概念に駆られた奥さんは別れたくても別れられない、逃げたくても逃げられないというのは、今まで私も直接相談を受けたことがあるから、そういうときに市として窓口をどこまで広げてくれるのか、どこまで相談に乗ってくださるのかというのはとても大事なところだと思います。それでちょっとお尋ねしました。

○中村委員

子供の基本的人権を守るように努力をお願いしたいと思います。

○教育長（豊嶌慎司）
　子供の人権を考えながら、最終的には弁護士との相談もできますので、慎重に対応したいと思います。それでよろしいですか。

（はいという声あり）

○教育長（豊嶌慎司）
　そのほかございますでしょうか。
　では、第４４号、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
　ありがとうございます。
　それでは、議案第４５号、直方市立学校の教職員ストレスチェック実施要綱の制定について、学校教育課お願いします。

○学校教育係長（徳田清隆）
　議案第４５号、直方市立学校の教職員ストレスチェック実施要綱の制定について説明いたします。
　平成２７年１２月に施行された改正労働安全衛生法により、常時就労する労働者に対して医師・保健師等による検査を実施することが事業者、今回でいいますと教育委員会のほうに義務づけられたため、今後、実施するものであります。
　実際、来年度から初めていくのですが、改正から数年たっての実施ということで、おくれたことは非常に申しわけないと思います。

○学校教育課長（川原国章）
　ＩＤとパスワードを事前に教職員一人一人に教えて、その教職員が自分でチェックして、その結果によっては専門医に面談を受けてといった形です。
　９市町村がある中で、直方市を含めて二つだけ実施していないという状況がありました。

○中村委員
　でしょうね。びっくりしましたよ。今どきこれが出てきて。

○学校教育課長（川原国章）
　来年度からこれを実施するという形のものです。

○澁谷委員
　９市町村というのは。

○学校教育課長（川原国章）
　北九州教育事務所管内です。

○学校教育係長（徳田清隆）
　公立学校共済組合が先ほど学校教育課長が説明したインターネットでのストレスチェックというのを提供していますので、それを利用して直方市は実施するという形を考えております。

○中村委員
　事業所とかは、産業医さんとかに、ストレスチェックでひっかかった方には自分の意志でどうされますかと、こっちがお伺い立てて行っていただくんですけれども、大きい組合になったらどなたがそういう対応をされていくんですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　高ストレスということで診断が出た方については、産業医の面接のお誘いを学校教育課からします。
　私ども職員の毎年の健康診断、あとストレスチェックもしているんですけど、人事課で担当になっていただいているその産業医の先生に、今回の学校の先生方の面接員もお願いします。
　どれぐらい希望者が出るかわからず、少ない日数ですけれども、対象を設定させていただいて産業医の先生に面談していただくという段取りをしております。

○中村委員
　近場でということですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　はい。場所は直方市役所内の会議室に来ていただこうかと考えております。

○中村委員
　あと、個人情報の管理はどこがするのですか。

○学校教育係長（徳田清隆）
　このストレスチェックの実施者は教育委員会になりますので、教育委員会で保管することになります。

○教育長（豊嶌慎司）
　よろしいですか。
　それでは、議案第４５号、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
　ありがとうございます。
　それでは、議案第４６号、直方市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、こども育成課お願いします。

○こども育成課長（熊井康之）
　最初に、議案第４６号から議案第４９号、直方市保育研修事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱までは、補助金の有効期間の延長でございますので、一括で提案させていただいてもよろしいでしょうか。

○教育長（豊嶌慎司）
　一括提案でお願いします。

○こども育成課長（熊井康之）
　まず議案第４６号、直方市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明させていただきます。資料９をお願いいたします。
　この補助事業につきましては、直方市内の保育所が身体障害者手帳、療育手帳、また病院等において心身に障害があると診断された児童に対し、その児童の特性に十分配慮し、他の児童との集団保育が適切にされている場合、その児童を受け入れるための保育所の人件費を補助するものでございます。
　期限は平成３１年３月末までとなっていることから、こども育成課としては必要な事業と考え再度延長を行い、平成３４年３月末までにしたいと考えております。

次に議案第４７号、資料１０をお願いいたします。
保育所一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてです。
この事業につきましては、直方市内の保育所において保護者の心理的、肉体的な負担を解消するために、一月に１５日を限度として保育所が児童を預かる事業でございます。
これも期限が平成３１年３月末までとなっていることから、再度延長を行い平成３４年３月末までとしたいと考えております。
次に議案第４８号、直方市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則の一部を改正する規則についてです。資料の１１をお願いいたします。
この事業は、幼稚園教育の振興を図るために所得に応じて保護者の保育料の負担を行うものでございます。
期限が平成３１年３月末までとなっていることから延長を考えておりますが、今年度１０月から開始される予定の幼児教育無償化に伴いまして、この就園奨励費制度自体が終了することから平成３２年末を期限として延長したいと考えておるところでございます。
続きまして、議案第４９号、直方市保育研修事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について説明いたします。資料１２をお願いいたします。
これも期限が平成３１年３月末までとなっておりますけれども、今後も保育所における研修事業は保育の質の向上のために必要と考えておりますので、平成３４年３月末まで延長したいと考えております。
また、この要綱の見直しの中で第４条の補助対象経費の中に講師謝金を追加し、このことにより協会が主体事業を積極的に行うことができるようにしたいと考えております。
以上、議案第４６号から４９号まで一括して提案させていただきます。
よろしくお願いします。

○教育長（豊嶌慎司）
では、議案第４６号から４９号、御質問、御意見ございましたら受けたいと思いますがいかがでしょう。
よろしいですか。では一括承認でよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○教育長（豊嶌慎司）
では、４６号から４９号承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。

それでは、議案第５０号、直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、こども育成課お願いします。

○こども育成課長（熊井康之）

議案第５０号、直方市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明させていただきます。

資料は１３をお願いいたします。では、座って説明させていただきます。

幼稚園の教育時間というのは直方市の場合、１０時から１４時ということで設定されております。その前後の時間帯に園児を預かる幼稚園に対して補助金を交付するものでございます。

平成３１年度からは大和幼稚園、平成３２年度からはほか７園の幼稚園が新制度の幼稚園に移行することが予定されております。

新制度といいますのは、現在、幼稚園は福岡県の私学助成を主な補助金として運営されておりますけれども、これが平成２７年度から始まっている、イメージとしては保育所と同じような毎月の運営費をもらう形で運営に各幼稚園、まず大和幼稚園、３２年度にはほかの７園も移行していくことが予定されております。その制度に対応するためと、もう一つは別表に概要をまとめることで見やすくわかりやすくするための改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず第４条におきましては、私学助成に対応した内容から、子育て支援交付金交付要綱の規定により算出する形に改正しているところでございます。

また第６条におきましては、実施時間なのですけれども、各幼稚園の運営によるため、弾力的に各幼稚園が設定できるように変更しているところでございます。

裏のページ、そしてまた最後のページを見ていただくとわかりますように、別表の中にこういった形でまとめることによって、料金また開始時間等が見やすくなるように改正を行っているところでございます。

附則といたしまして、この告示は、平成３１年４月１日から施行するというふうにしております。以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

では、議案第５０号、御質問、御意見ある方お願いいたします。

よろしいですか。では、５０号承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。

では、議案第５１号、直方市立保育所条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について、こども育成課お願いします。

○こども育成課長（熊井康之）

議案第５１号、直方市立保育所条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則ついて、説明させていただきます。資料１４をお願いいたします。

この改正趣旨といたしましては、平成２９年度の３月議会において直方市立若草保育園が平成３１年３月３１日をもって廃止されることが可決され、同年４月１日からは私立保育所として運営が開始される予定でしたが、県のほうに確認したところ、この認可はおりておりますので４月１日から私立保育所として若草保育園は運営されることになります。

そのため直方市立保育所は、直方市立中央保育園のみとなりますが、こちらは３歳未満児までを対象とする保育所であることから、本規則の保育要録については使用することがないため削除し、それによる条数及び様式の号数にずれが生じますので整えたものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。左側が新、右側が旧となります。

第９条、保育要録についての規定となっておりますが、その第１項、第２項とも削除いたします。それに第９条から第１６条までが１条ずつ繰り上がりますので、第９条から第１５条までの号数を改めております。

次のページをごらんください。

第９条に規定されていました様式第１号が削除となりますので、様式第２号が第１号に繰り上がります。様式も改めております。

最後に附則といたしまして、この規則は、平成３１年４月１日から施行することを記載させていただいております。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）

では、議案第５１号、御質問、御意見ある方お願いいたします。

よろしいですか。では、５１号承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
　ありがとうございます。
　では、議案第５２号、直方市教育委員会教育施設等防火管理規程の一部を改正する教育委員会庁達について、こども育成課、お願いいたします。

○こども育成課長（熊井康之）
　それでは、議案５２号、説明させていただきます。
　資料は１５をお願いいたします。では、座って説明させていただきます。
　直方市教育委員会教育施設等防火管理規程につきましては、直方市教育委員会に属する学校その他の教育施設等の防火管理の徹底を期し、もって火災等による被害を軽減することを目的とした規程でございます。
　改正趣旨といたしましては、感田にありました従来の直方市地域子育て支援センター及び直方市教育研究所につきまして、新たな施設の場所が決まりましたので、この規程の別表第１について平成３１年４月１日から実施場所を改めるように一部改正したものでございます。
　それでは、新旧対照表により説明いたします。左側が新、右側が旧となります。
　まず直方市教育研究所につきましては、新旧対照表１ページの別表第１の上から１４番目、位置につきましては直方市大字感田３６０１番地４を直方市津田町７番２０号に改めております。
　また、直方市地域子育て支援センターにつきましては、新旧対照表２ページの上から７番目になります。位置につきましては、直方市大字感田３６０１番地４を直方市大字植木８４９番地１に改めております。
　最後に附則といたしまして、この庁達は、平成３１年４月１日から施行することを記載させていただいております。
　以上説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）
　御意見、御質問、よろしいでしょうか。
　では、第５２号承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
　ありがとうございます。
　それでは続きまして、議案第５３号、直方市教育委員会事務局処務規則の

一部を改正する教育委員会規則について、こども育成課お願いします。

○こども育成課長（熊井康之）

それでは、議案第５３号、直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する教育委員会規則について、説明させていただきます。

資料の１６をお願いいたします。座って説明させていただきます。

直方市教育委員会事務局処務規則につきましては、教育委員会の組織、分掌事務等について規定しているものでございます。

改正の趣旨といたしましては、平成３１年度からの組織変更に伴い、こども育成課の係名の変更と別表中の分掌事務のあり方を改めるもの及び本年３月議会において児童センター条例の廃止が可決されたことに伴い、その分掌事務から児童センターに関することを削除するものでございます。

また、事務の見直し等による整理として、事務名称の変更及び追加もございます。

こども育成課の組織変更の考え方につきまして、現在の１課３係の数は変わりませんが、新たにこども育成係を設置し、幼稚園、保育園、学童保育に関する事務を扱うことになります。

母子保健係は係名、事務に大きく変更はございません。

家庭支援係につきましては、先ほど申しましたこども育成課の保育園、幼稚園、学童クラブ事業を除く、家庭児童相談、児童手当、児童扶養手当の事務と、地域子育て支援センター事業を組み込んでおります。

これは、平成３２年度を目標に国が進めております子ども家庭総合支援拠点事業、現在メディア等で多々流れていますが、子供の虐待等を未然に防ぐための組織として国が推奨している部分でございますが、直方市としていち早く取り組んでいくということで新たな係として設置しているところでございます。

それでは、内容について説明させていただきますので、新旧対照表をお願いします。

まず新旧対照表の４ページ、家庭支援係の中で児童センターに関することを削除し、特定教育・保育施設、これが保育園、幼稚園に関することになりますけれども、特定教育・保育施設及び地域型保育施設に関することに改め、こども育成係に変更いたします。

幼稚園に関することを私立幼稚園就園奨励費補助金に関すること、放課後児童健全育成事業に関することを家庭支援係からこども育成係に変更しているところでございます。

こども育成係で特定教育・保育の支給認定に関すること、特定教育・保育

の給付に関すること、特定教育・保育施設の指導監査に関すること、学童施設の整備・営繕に関すことを追加し、家庭支援係に要保護児童対策地域協議会の事務に関することを追加しているところでございます。

５ページをお願いいたします。地域子育て支援センターの事務は全て家庭支援係に改め、母子保健係に１から３、５、６、１０から１５、１８を追加し、４、７、８、９、１３番につきましては、表記を改めているところでございます。

また、新旧対照表の３ページ、学校教育係の分掌事務で２３番、特別支援学級等に関することを、分掌事務の範囲としては特別支援教育全般になるため実務に合わせて特別支援教育に関することに改めるとともに、２２番、２３番の記載の順番を改めているところでございます。

その他、資料の新旧対照表の教育総務係の８番、学校教育係の番号１、８、１２については、表記の統一、これは句読点や中点の有無などを訂正する文言の整理でございます。

以上、議案第５３号を説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

御意見、御質問、よろしいでしょうか。

○中村委員

地域子育て支援センターの役割を家庭支援センターに変えたということなんですけれども、具体的にどういう内容になるのでしょうか。

多分お母さんたちはそういうものを目印として行っていたと思いますが、仕事内容が分かりづらいのですが。

○こども育成課長（熊井康之）

まず、来年度につきまして、地域子育て支援センターの事業自体大きく変わるわけではなく、今までの事業は継続していきます。

資料を添付しなければいけなかったと思いますけれども、家庭児童相談の業務と地域子育て支援センターの業務を子育て家庭総合支援拠点として合わせまして、いろいろ悩んでいる方に対して、こういう施設がありますよとかこういうことをしたらどうですかといった利用者支援をしていくことを目指しています。

子育て支援センターの今やっている事業の中から充実させたいていきたいと考えており、ワンステップとして係を統合し、今後そういう方向性を目指していくというところでございます。

○中村委員

今までの地域子育て支援センターの事業内容からすると、まだ就学前の幼稚園や保育園に行く前のお母さんたちが行くところみたいなイメージが多分強いと思うんですけれども、今からは子育て全般を請け負っていくような体制にしていきたいと言っておられるんですか。

○こども育成課長（熊井康之）

中村委員言われるとおりの考え方は持っておりますが、現状ではそこまで広げるための予算等もないため、当面は現状の考え方、就学前を中心にしながら、先々は就学後の支援も必要になってくると考えております。

○教育長（豊嶌慎司）

そのほかございませんでしょうか。

なければ、議案第５３号承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。それでは、議案第５４号、こども発達支援事業実施要綱の制定について、こども育成課お願いします。

○こども発達支援担当（松崎祐一）

資料１７をごらんください。議案第５４号、こども発達支援事業実施要綱の制定について、提案させていただきます。座って説明させていただきます。

要綱の内容を御説明させていただく前に、全体の趣旨を御説明させていただきます。

これまで就学前のお子さんに対する発達支援につきましては、こども育成課、母子保健係の保健師を中心として対応してまいりました。

そして、かかわるお子さんにつきましては、就学前や就学時の引き継ぎまで対応させていただいておりますが、就学後の支援についてはどうしても途切れがちになっておりました。

本来、発達障害者支援法におきまして、発達障害者への支援は個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、医療、保険、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体、相互の緊密な連携のもとに、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行わなければならないと規定されております。

しかし、本市のこれまでの取組みとしましては関係機関との緊密な連携の部分ですとか切れ目ない支援、そういった部分について課題がございました。

こども育成課が教育委員会に設置されてからは、こども育成課と学校教育課間の連携という点では、以前に比べると円滑になったのではないかなと思いますが、それでも人事異動ですとか専門職の不在といったことなどから、一貫した支援体制というものが課題となっていました。

まだまだお互いの業務内容を理解できていない、そういった部分も多々ございます。

そういった課題を解決するために今年度は定例的に関係課で会議を開催し、今後の発達支援体系についての検討及び各部署所管の個々の事業についての整理ですとか、相互理解そういったものを図ってまいりました。その会議におきまして、発達支援の専門職として臨床心理士資格を有し、また学校の対応を見据えて教員免許及び教員経験を有する者の正規職員化を要望しまして、次年度の採用募集に至ることができ、専門職が今回正規職員化されることにもなりました。

今回、行っている事業等について体系的に整備して、またそれを対外的に明示することで今後より責任を持って取り組めるようにということから要綱の制定をすることといたしました。それでは、資料をごらんください。

第１条では、発達障害者支援法に定めるもののほか、乳幼児期から学齢期までの発達障がい、その他心身の発達に支援を要する児童及びその保護者への支援を行う事業について必要な事項を定めることにより、発達障がい児等の自立及び社会参加の支援を図り、もって児童の健全育成に資することを目的として規定しております。

第２条、発達支援事業のあり方及び対象者として、まずはできている部分の整理ということもあり、乳幼児期から学齢期までということでおおむね１５歳までの発達障がい児等及びその保護者とすることを規定しております。

第３条につきましては、各担当部署及び実施する発達支援事業について記載しております。資料２ページ後ろ、ごらんください。

第４条につきましては、各部署の協力体制のあり方について規定しており、第５条につきましては、こども発達支援事業を円滑に実施するための関係課会議について規定しております。

最後に附則としまして、この告示は、平成３１年４月１日から施行することを記載させていただいております。

以上、議案第５４号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）
議案第５４号、御質問、御意見ありましたら。よろしいですか。
では、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。
それでは、議案第５５号、直方市文化財等に関する有識者委員会規則の制定について、文化・スポーツ推進課お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）
議案第５５号、直方市文化財等に関する有識者委員会規則の制定について、資料１８をお願いいたします。
提案理由といたしましては、事務委任規則第２条第１項第２号の規定により提案するものでございます。座って説明させていただきます。
３月議会におきまして、直方市附属機関設置条例の中に直方市文化財等に関する有識者委員会を追加させていただくように上程いたしまして、議会の承認を得ておりますので、今回のこの規則を設定するものでございます。
直方市文化財等に関する有識者委員会規則は直方市附属機関設置条例第４条の規定に基づき、直方市文化財等に関する有識者委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。
規則の内容について御説明いたします。次のページをお願いいたします。
まず、第１条は目的では、文化財等に関する有識者委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとするとし、第２条は所管事務について規定しております。
内容は教育委員会の諮問に応じて、国・県指定文化財や国登録文化財の保存・活用・整備等に関する重要事項について調査及び審議し、教育委員会に報告するとしております。
第３条では組織について規定し、諮問すべき事由が生じたときに、学識経験者を有する者のうちから、教育委員会が委嘱するとしております。
第４条では任期等について、委員の任期は、２年とし、再任は妨げないとしております。
第５条では委員会に、会長及び副会長を置くとし、第６条では会議について規定しております。
第７条では委員会に、特定の事項を検討するため、専門部会を置くことが

できるとし、委員５人以内をもって組織する。委員会の指示を受けて調査及び審議し、その結果を委員会に報告するとしております。

第８条は専門部会を設置した場合は、専門部会長を置くとしております。

第９条では委員会の庶務は、文化財担当課において処理するとし、第１０条においてこの規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に会長が委員会に諮って定めるものとしております。

なお、附則といたしまして、この規則は、平成３１年４月１日から施行するといたしております。

以上、議案第５５号を説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

議案第５５号につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。よろしければ、承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。では、議案第５６号、直方市文化財専門委員会委員の委嘱について、文化・スポーツ推進課お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）

議案第５６号、直方市文化財専門委員会委員の委嘱についてということで別紙のとおり提案いたします。

提案理由といたしまして、事務委任規則第２条第１項第１０号の規定により提案するものでございます。座って説明させていただきます。

文化財専門委員は、文化財保護法第１０９条に置くことができると規定されており、直方市文化財保護条例におきまして教育委員会の諮問に応じ、文化財保護に関し審議するものでございます。

直方市文化財専門委員会規則にて、定数１０人以内、任期を２年とし、委員は学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとしております。

直方市文化財専門委員会委員名簿案をごらんいただきたいと思います。

当該名簿に記載の８名の方に委嘱したいと考えておりますが、前回に引き続きの再任でございまして、委員の任期は平成３１年３月２９日から平成３３年３月２８日となります。

議案第５６号について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）
議案第５６号につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。
承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。では、議案第５７号、直方市スポーツ推進計画の策定について、文化・スポーツ推進課お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）
議案第５７号、直方市スポーツ推進計画の策定についてということで、当日配付の資料２０をお願いいたします。
その中に直方市スポーツ推進計画の答申とスポーツ推進計画案を添付しております。座って説明させていただきます。
１月の定例教育委員会におきまして、スポーツ推進計画案をお手元のほうに一度は配付させていただいておりました。
それから２月１日から２８日の間にパブリックコメントを実施いたしまして、１件の提案御意見をいただいております。
それを踏まえた上で４回の審議会を開いていただき、今回答申をいただいております。
内容といたしまして、この計画は直方市においても子供から高齢者、障害者とともに健康で生き生きと運動、スポーツを通じ自己研鑽を重ね、仲間づくりを広め、地域コミュニティーの活性化につながる場づくりを構築していく計画の指針となっています。
今回の諮問を受けた直方市スポーツ推進計画案についてはおおむね妥当であるとの判断と、審議会の中で委員の中から出た要望、意見について記載をいたしております。
また、今後この趣旨に沿った事業計画に基づいて実施することを要望するということが付された答申を受けております。
今回、前回お渡しした計画案の追加といたしまして、３２ページ、一番最後のところの第４項、計画の展開、推進体制というところがございますが、そこで、今後、高齢者の運動習慣の獲得の支援だったり、若い方への教育スポーツのケアとか、あと障害者スポーツの推進とかいうところから理学療法士といった専門職の支援、目線というのも必要ではないかという御意見をパブリックコメントでいただきました。

前回お渡しした計画の推進体制の下から二行目のところに、各組織、各団体、医療等、専門性を有する機関が相互に連携がとれる体制づくりの推進に当たっていきますと追加いたしております。

以上、答申を受けましたので策定についてよろしくお願いします。

○教育長（豊嶌慎司）

では、議案第５７号につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。それでは、議案第５８号、直方市教育支援委員会委員の委嘱について、学校教育課お願いします。

○学校教育課長（川原国章）

資料２９をお願いします。議案第５８号、直方市教育支援委員会委員の委嘱について、別紙のとおり提案します。

提案理由は、直方市教育委員会事務委任規則第２条第１項第１０号の規定により提案するものであります。座って説明します。裏面をお願いします。

直方市教育支援委員会委員については、委員の任期満了に伴い３名に委員の委嘱を行うもので、任期は直方市教育支援委員会条例第４条により２年となっています。

直方市教育支援委員会は、直方市教育委員会の諮問に応じて、児童生徒等の障害の種類及び程度の判別に関すること、それと児童生徒等の就学先決定及び就学後の一貫した支援に関することについて調査、審議を行うことになっております。

また、直方市教育支援委員会の条例第３条で委員は１０名以内となっておりますが、今回については裏面の３名の方に委嘱をお願いしたいと考えております。

内科医の松本委員、小児科医の大野委員、感田小の松尾委員です。

今年度の委員は８名で運営しており、残りの５名については学校関係者、特別支援教育の関係者、そして市役所の関係職員でメンバーを構成しておりますが、今回の人事異動後に委嘱者を決定する予定にしており、今回の議案には記載しておりません。

委嘱候補者が決定後、改めて議案として提出させていただきます。

○教育長（豊嶌慎司）
　では、議案第５８号につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
　ありがとうございます。それでは次に、報告事項に移ります。
　直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、こども育成課、お願いいたします。

○家庭支援係長（塩田礼子）
　直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、これまでの延長事業に加えて再延長を行う事業となっておりまして、今までは、午後６時半から午後７時まで、土曜日及び長期休業日については午前７時半から午前８時まで及び午後６時半から午後７時までとなっておりましたところ、３０分程度ずつ伸ばすというような規則の改正となっております。
　続いてあと二件、こども育成課からの報告事項になっておりますが、続けさせていただいてよろしいでしょうか。

○教育長（豊嶌慎司）
　はい、では続けて。

○家庭支援係長（塩田礼子）
　直方市児童扶養手当支給事務取扱規則の一部を改正する規則について、資料の２６となっております。
　裏面に新旧対照表をつけておりますのでごらんください。
　内容といたしましては、今まで児童扶養手当事務につきましては、児童扶養手当等事務取扱準則及び児童扶養手当法施行規則に基づいて事務の運営を行っていたところなんですが、そこのところが以前は抜けておりましたので今回加えております。
　続きまして、直方市児童センター条例施行規則の廃止についてですけれども、資料の２７をごらんください。
　直方市児童センター条例につきましては、県の３月議会におきまして児童センター条例自体が廃止とされたことから、それに伴いまして条例施行規則

の廃止を行います。以上になります。

○教育長（豊嶌慎司）
　はい、ありがとうございます。資料２５、２６、２７、一括で報告がありましたが、御質問、御意見はよろしいですか。

（はいという声あり）

○教育長（豊嶌慎司）
　それでは、直方市適応指導教室の移転について、学校教育課お願いします。

○学校教育課長（川原国章）
　直方市適応指導教室の移転についてですが、資料を配りましたけど、３月１日に健康福祉別館に移転しております。
　常時五、六名の児童生徒が来ているということで、二人の支援員で指導しておりますが、来年度４月からは三名で支援する形でいきます。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
　御質問はよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○教育長（豊嶌慎司）
　では続きまして、平成３１年度、特別支援学級等の入退級に係る状況について、学校教育課お願いします。

○学校教育課長（川原国章）
　済みません。特別支援学級等の入退級に係る状況について、ちょっと後に回してもらってもいいですか。資料を今からコピーしますので。

○教育長（豊嶌慎司）
　わかりました。最後に回します。直方市立中学校部活動外部指導者派遣要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育課長（川原国章）
　資料２８をお願いします。

直方市立中学校部活動外部指導者派遣要綱の一部を改正するということで、新旧対照表をご覧ください。

９条の（３）、一週間における派遣回数は３回で、土曜日または日曜日いずれかで１回、土曜日及び日曜日以外の日で２回というところを削除しております。

大会等で土日に出るという報告が今回幾つかありましたので、そこを削除しようということです。

それと、第１１条の３、１０条の３と１１条の３、同じ文言がありますので、１０条の３、「学校長は、派遣期間終了後直ちに部活動外部指導者派遣完了報告書を教育長へ提出するもの」と同じものが１１条の３にもありましたので、そこを削除しております。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）

御質問、御意見はよろしいでしょうか。

（はいという声あり）

○教育長（豊嶌慎司）

それでは、学校施設長寿命化計画について、教育総務課お願いします。

○教育総務係長（船越健児）

それでは本日配付させていただきました資料になります。

学校施設長寿命化計画については、前に策定に入りましたと御報告させていただいておりましたが、案ができ上がりましたので本日皆さんにお示しをさせていただきまして、次回の定例教育委員会の中で御意見を聞かせていただきたいと思っております。

概要等について説明だけさせていただきますので、二枚めくっていただきまして、１ページをごらんください。

学校施設長寿命化計画の背景や目的ということなんですけれども、学校施設は高度成長期に施設を整備しておりますので、どこの学校も老朽化が進んでおります。

これを国も含めてちゃんと計画的に施設整備をしなさいということでインフラ長寿命化計画を策定しまして、それに基づき本市も直方市全体として「直方市公共施設等総合管理計画」を策定しまして、それに基づいて学校施設のみの個別の計画というのを策定しておるところでございます。

内容としましては、今後整備費はどんどん大きくなっていきますので、そ

のコストを何とか平準化しながら今ある施設をうまく長く使っていくためにどうすればいいかというところを踏まえた計画を設定するような内容となっております。

対象の施設としましては１５校です。小学校１１校、中学校４校の１５校を対象として進めております。

４ページ、学校施設を取り巻く現状ということで、そこに本市の学校施設を取り巻く状況というのを載せております。

内容としましては、人口が減ってきており、当然子供たちの人数も減ってきているという現状と、将来の推計等も載せながら説明をしております。

そうした中で、７ページの財政というところでは、歳入歳出は硬直化しており、大きく改善するのはなかなか難しい中で、近年扶助費、高齢化とかそういったものが進んでおりますので、扶助費への支出が少しずつ多くなっていることを掲載しています。

建設事業、学校整備費とかを確保していくのが今後も厳しくなってくるだろうというのが予想されておりますので、それに対応するような計画をつくるという流れとなっております。

次は学校施設の保有量と更新コストということで、９ページになりますけれども、本市が保有しております学校施設ということで、今回対象としておりますのは２００平米以上の大きな校舎と体育館が主なものになります。

そのほとんどが古いというところで、今現状かかっている経費等について、ここは説明しております。

１１ページにいきまして、昨年の夏に学校施設の老朽化状況というのを１５校全て調査しております。

耐震化はもちろんですが、長寿命化、今後も長く使っていけるかどうかという診断を行いまして、それの結果に基づいて優先順位をつけながら整備をしていくという内容の説明が１１ページから記載してあるような形になりまして、実際の写真なども載せながら説明しております。

ちょっと飛びまして２５ページになります。

ここでは、今後の維持・更新コスト、今後どれぐらいお金がかかるのかというのを試算しており、４０年間で３０１億円程度、今後かかっていくだろうと試算しております。

通常５０年で建てかえを行って学校を維持していくという中で考えたら、４０年で３０１億円、４０年間の平均では年７．５億円程度かかるという試算となっております。

現状としましては、過去の施設関連経費に比べますと年間およそ３．８億円を支出しておりますので、現在支出しているものの２倍ぐらいのコスト、

経費が必要になってくるという試算になっています。
　これを何とか長く使っていくためにどうするかということで、次のページ２６ページになります。
　今ある施設を予防保全等しながら、少しでも長く使っていくという施設整備を行った場合の試算になりますので、５０年で建てかえるのではなく、目標としては８０年ぐらい使うよう改修していくことで、コストを抑えていこうという内容となっております。
　そうしますと、４０年間の総額は２２２億円で、４０年間の平均がおよそ６億円ぐらいの試算になっておりますので、先ほどに比べると大分抑えていけますので、ここを目指しながら、あとは施設自体の保有量とかを考えながら進めていけばという試算となっております。
　２８ページ以降に、老朽化状況の実態と計画的に進めていこうということ、トイレの改修におきましては施設環境の質的向上を踏まえながら進めていくというところを記載しています。
　また、維持管理費はどうしても固定費でかかってきますので、プール等については一部民間を利用しておりますが、民間の力も利用しながら施設の管理費の削減も進めていくというところも記載しております。
　２９ページでは、保有総量の最適化、適切な維持管理、効率的な施設運営という基本方針を記載しております。
　続きまして３１ページに、改修等の基本的な方針として、先ほど説明しましたように長寿命化を基本として大規模改修等を行いながら進めていくという内容と、３２ページに使用年数の目標としては８０年を目指して進めていくとしております。
　施設整備の水準等の例などを書いておりますので、もう一度見ていただければと思います。
　３７ページでは、全ての施設について優先順位をつけ、記載しております。
　劣化調査等を踏まえまして、全体的な保全優先順位を古い、傷んでいるところから直していこうと順位をつけておりまして、その次のページから直近１０年間の実施計画ということで計画を立てております。
　具体的には４０ページ、４１ページで、１０年間で整備する具体的な内容について、一覧表にして記載しております。
　できればこういった形で進めていくことで、コストとしましては年間４億円前後で施設を維持していくという計画となっております。
　最後は、４４ページに、きちんとこの計画が進めていくための推進体制について記載しております。
　内容が４８ページとボリュームがあるんですけれども、次回の定例教育委

員会の際にいろいろ御意見を聞かせていただければと思いますので、本日はこちらをお渡しして説明を終わらせていただきます。以上になります。

○教育長（豊嶌慎司）

次回、よろしくお願いします。

前後しますが、資料２１、ただいま配付しましたので、平成３１年度特別支援学級等の入退級に係る状況について、学校教育課、説明をお願いします。

○学校教育課長（川原国章）

平成３１年度、特別支援学級等の入退級に係る状況について報告をさせていただきます。

年間通じた申請数及び結果として来年度在籍することになった学級等の内訳を記載しております。

申請者、未就学児３６名、児童生徒４１名の計７７名になっており、来年度在籍することとなった学級別等の内訳を、その下に記載しております。

就学児については、来年度在籍することとなった学級等以外に今年度の在籍学級等についても記載しておりますが、例えば就学時の一番上の特別支援学校のところをごらんください。

特別支援学校で今年度特別支援学級の在籍が１名、来年度特別支援学校に就学することとなったということになります。この特別支援学級１名が特別支援学校に１名行ったという形です。

そこの上から三行目、括弧の特別支援学級から特別支援学級１２名というところですけれども、これは例えば特別支援学級の知的学級から自閉症情緒学級への転籍等のケースや、小学校から中学校へ上がる際に再度教育委員会に申請しなくてはいけませんので、小学校で特別支援学級に在籍している方で中学校でも引き続き特別支援学級の入級が決定したという方の人数として１２名いるということになっています。

それと通常学級の括弧、通常学級から通常学級、これは感田小学校に通級指導教室の設置を要請していましたが、認可がおりませんでした。

感田小学校に設置されれば、通級による指導教室に入級したいという感田小学校の在籍児童５名がそのまま通常学級ということになったための５名ということになります。

そして、大きな２番が平成３１年度の特別支援学級在籍者数及び学級数で、５年前も掲載しておりますけれども、ここ５年、少しずつふえているという状況です。

手書きですけれども、３０年度の小学校でいうと１３８名から１６２名で

２４名増加しており、平成２６年度からは２．６５倍、中学校でも１．６倍となっており、学級数もやはり右肩上がりでふえている状況です。以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
　御意見、御質問ございませんでしょうか。

○中村委員
　お聞きしたいんですけれども、生徒がこれだけふえていますが、これに対応される先生方というのはどうなっているんですか。

○学校教育課長（川原国章）
　特別支援学級の担任をふやすしかなく、研修等で勉強していってもらっているという現状ですね。

○教育長（豊嶌慎司）
　よろしいですか。

○中村委員
　わかりました。それと本当は通級に行きたかったお子様５名の今後の援助はどうなっていくのですか。

○学校教育課長（川原国章）
　通常学級の学級担任が、どの子とも同じように支援していくしかない状況です。

○教育長（豊嶌慎司）
　よろしいですか。

○中村委員
　はい。

○教育長（豊嶌慎司）
　そのほかございませんでしょうか。
　それではまた戻りまして、平成３１年３月定例会の一般質問について、よろしくお願いします。

○教育部長（秋吉恭子）

資料２２をごらんください。

今回選挙前ということもありまして、質問議員の数も少なく、私どもに振られた質問も六点でございました。

まず、２番目の佐藤信勝議員の直方市体育協会のその後と今後の対応についてということでした。

６月議会でも同じ質問が出まして、議員のほうから体育協会の職員に多額に支払った給料を取り戻さないかという具体的なお話もございましたが、これは契約の問題、法律の問題に照らしてきちんと判断をしなければならないというお答えをいたしております。

それから６番目、安永議員です。直方市の観光資源について、この中で幾つかあったのですけれども、教育委員会には石炭記念館の活用について御質問をされました。

先ほど議案の中でもありましたように、有識者委員会をつくりまして今後の保存活用計画を立てていくということを申し上げております。

その中で当然整備も出てくるでしょうし、できるだけ魅力的に発信していくことが必要だということは申し上げております。

それから三根議員は、直方市の教育施策について、かなり多角的に質問されました。

まず、学力学習状況調査の現状を聞かれまして、直方市の教育費の割合、全体予算に占める教育費の割合を聞かれました。

数字だけを見ると低いというか、割合としては低いわけですけれども、それと成績がリンクしているんじゃないかという質問だったんですけれども、そうとも言えない、いろいろほかの扶助費とかの影響とかもあって一概には言えないということは申し上げております。

それから、放課後学習の今後の展開等も聞かれましたし、英語教育、そういう御質問もされました。

それから次の渡辺幸一議員のプログラミング教育の取り組みについて、これは３２年度からプログラミング教育が始まりまして、それに対する先生方の研修を含めて、私どものハード整備も今年度必要になってきますので、その必要性についてきちんと答弁をしております。

それから、澄田議員の児童虐待及びクレーム処理に対する市の対応についてということで、千葉県野田市で虐待による児童死亡の件がございましたので、直方市としては児童虐待に対してどういうシステムがあるのかという御質問でした。

要保護児童対策地域協議会をつくりまして、いろんな関係機関と調整をし

てやっており、その中で弁護士の先生にも入っていただいて、法律的な知識もきちんと反映できるようにしております。

重大な虐待の案件というのは上がってきていませんとお答えしております。

それと矢野議員の直方市の人口動向についてということで、最後に教育が定住を誘発というか、するきっかけになるのではという質問だったんですね。

もちろん私どももそれは自覚しておりますし、いろんな計画の中にも教育の観点から市の魅力を高めるということもやっていますので、それは大事であるというお答えはしております。以上、６件でございました。

○教育長（豊嶌慎司）

ただいまの報告、御質問、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、平成３１年度、直方市行政組織機構について、お願いします。

○教育部長（秋吉恭子）

市報でもお届けしているかと思いますが、市長部局のほうでは高齢者支援のウエートが大きくなったということで、地域包括ケア推進係、介護サービス係を所管する高齢者支援課が市民部につくられたということでございます。

それから先ほどこども育成課長が説明しましたけれども、こども育成課の組織が再編成されております。

こども育成係、家庭支援係、これは地域子育て支援センターを含めますけれども、それと母子保健係、業務を精査しまして三係をつくっております。

それから消防本部につきましては、警防課に一部組織の名称も含めて変更があったということでございます。以上でございます。

○教育長（豊嶌慎司）

よろしいでしょうか。

それでは、平成３１年４月１日付職員人事異動について、お願いします。

○教育部長（秋吉恭子）

配付しました資料２４、これは昨日内示が出た分でございます。

私どもに関係があるものは、まず役付職員ということで、１ページ目の教育委員会の教育総務課長にこども育成課長の熊井課長が異動しております。

その後任に家庭支援係長の塩田係長がこども育成課長ということで昇任しております。

文化・スポーツ推進課長の後任に保険課長の安永課長が来ております。

それから下から４段目、家庭支援係長にはこども発達支援担当の松崎係長

が就任し、子育て支援センター係長の松本係長がこども育成係長に就任しております。

２ページ目をお開けください。

一般職員の異動はほとんどあっておりませんが、教育委員会に属する異動については、教育総務課に総合政策部付の三村さん、それから保護課から学校教育課に野村くるみさん、それとこども育成課に上下水道・環境部の野見山明日香さんが来ることになっております。

教育委員会から市民部保護課に教育総務課から石松さん、学校教育課から城戸さん、この二人が保護課に異動をされておられます。

任期付職員について書かれておりますけれども、文化・スポーツ推進課に梅林さんという女性の方を任期付として任用しており、短時間の勤務職員に教育総務課の給食係に長戸さんを採用いたしております。

それから再任用職員の配置ですけれども、安部課長が文化・スポーツ推進課に配置となっており、教育総務課の脇田さんは調理員の方でございます。

最後のページは兼職の発令で、下から二枠目の４月８日付新規採用職員の配置については、臨床心理士の資格と教員免許をあわせ持った方の採用をしておりまして、学校教育課に中村恵美子さん、以前中学の先生をされておられました。

それから、４月１５日付で総合政策部からこども育成課に、保健師さんですけれども堀口さんという方が育休明けの復帰ということで異動となっております。

人事異動については以上でございますけれども、この後に実は学校教育課の県費職員との異動の関係で石松管理主事が教育委員会を出られるということになっております。

選挙の年なので、部長職の配置は４月にはなく、私の後任は次の人事異動でしか配置がされませんので、教育長には大変申しわけないのですが、教育長に事務取扱という辞令が出ております。

教育長も大変ですけれども、２カ月間ぐらいは教育長に部長職の仕事もしていただくということになりますので、そこは教育委員会全体で支えていくということになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

では、よろしくお願いします。

４月行事について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課管理主事（石松敏幸）

本日お配りしております４月行事をごらんください。
資料番号が２５になっておりますが、資料番号３０の間違いでございますのでよろしくお願いいたします。
４月１日月曜日でございますけれども、臨時校長会議及び一般職辞令交付及び服務宣誓式が市役所のほうで、両方とも午後から予定しております。
２日、教育センターの入所式、１０時から教育センターであります。
定例の校長会議が午後から中央公民館第三学習室で行われます。
４月５日、この日が小中学校とも始業式になっております。
抜けておりますが、４月９日には定例の教育委員会が行われます。
４月１０日、この日が中学校の入学式でございます。
小学校の２年生から６年生まではこの日給食の開始となっております。
１１日木曜日、小学校の入学式となっております。
１６日火曜日、この日が市の初任者研修の開講式となっております。
１７日水曜日が、小学校新１年生の給食開始となっております。
１８日木曜日、この日が全国学力・学習状況調査となっております。
今年度からリスニング、話すこと等の試験が実施されることになります。
現在のところわかっているのは以上でございます。

○教育長（豊嶌慎司）
よろしいでしょうか。
それでは、会議録署名委員の指名について、お願いします。

○教育総務課長（安部静子）
３月会議録の署名を中村委員にお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）
よろしいですか。

○中村委員
はい。

○教育長（豊嶌慎司）
全ての議案が終わりました。
それでは以上をもちまして、定例教育委員会を終わらせていただきます。
御疲れさまでした。

（署名）

直方市教育委員会教育長

豊嶌　慎司

（署名）

直方市教育委員

中村　敬子